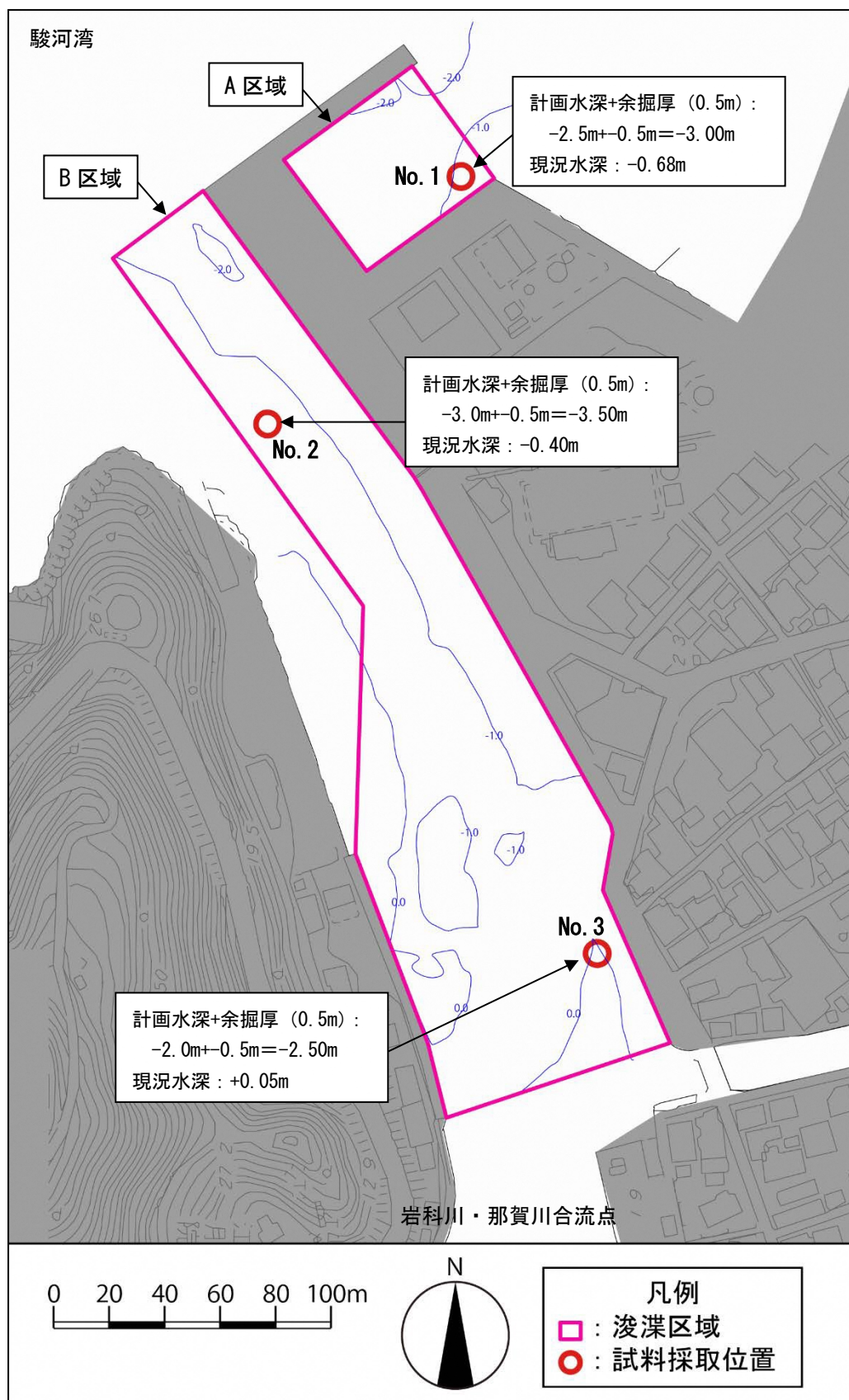


(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための採取位置は、図-1.2 のとおりである。鉛直方向の底質の特性を把握するため、浚渫深まで 50cm ごとに試料を採取した。採取位置と採取層の概要を表-1.1 に整理した。

種 別	凡例
国際拠点港湾	●
重要港湾	●
地方港湾	●

図-1.1 浚渫を実施する港湾の位置



- 注) 1. 港内の数値は、現状 (2018 年 2 月測量実施) の等深線 (水深 : m) を示す。
 2. 現況水深の基準面は D.L. で、L.W.L と同一である。

図-1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表－1.1 試料採取地点と採取層の概要

(試料採取日 平成 30 年 12 月 26 日)

調査地点※1		採取層※2 (m)
No. 1	①	-0.68～-1.18
	②	-1.18～-1.68
	③	-1.68～-2.18
	④	-2.18～-2.68
	⑤	-2.68～-3.00
No. 2	①	-0.40～-0.90
	②	-0.90～-1.40
	③	-1.40～-1.90
	④	-1.90～-2.40
	⑤	-2.40～-2.90
	⑥	-2.90～-3.50※3
No. 3	①	+0.05～-0.45
	②	-0.45～-0.95
	③	-0.95～-1.45
	④	-1.45～-1.95
	⑤	-1.95～-2.50※4
合計		16 サンプル

※1. 表中の調査地点は、図－1.2 に対応している。

※2. 採取層の基準面は D.L. で、L.W.L と同一である。

※3. 柱状試料の厚さが 0.6m のため、判定基準換算値は各判定基準値の $0.5/0.6=0.83$ 倍とした。

※4. 柱状試料の厚さが 0.55m のため、判定基準換算値は各判定基準値の $0.5/0.55=0.91$ 倍とした。

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする水底土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を前出図－1.2に、分析結果を表－1.2(1)～(3)に示す。

試料採取地点数は3地点である。これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

No.1：駿河湾に面し、堤防に囲われ土砂の堆積が顕著である

No.2：駿河湾に近く、土砂の堆積が多い下流部

No.3：那賀川及び岩科川の影響を最も受け、土砂の堆積が多い上流部

少なくとも平成17年以降、大きな工場の立地や人口増加は無く、また、平成17年以降の底質調査の結果は水底土砂の判定基準を満足している^{※1}ことから、堆積土砂の特性は過去から変化している状況には無いといえる。

表－1.2(1)～(3)の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」^{※2}を下回っている。また、浚渫計画範囲は静岡県駿河湾沿岸に位置することから、「指定水底土砂」^{※3}に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号）」第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づいて改めて調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

※1. 平成17年以降の底質調査の結果は、過年度の申請書（許可番号：13-006）及び監視報告（平成31年2月提出）に記載している。

※2. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年 政令第201号）」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

※3. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の2海域）から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年 政令第209号）」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和48年 環境庁告示18号）」関連）。

表－1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

(試料採取日 平成 30 年 12 月 26 日)

項目	単位	No. 1					判定基準	判定
		①	②	③	④	⑤		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	<4	40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.21	0.50	0.53	0.82	2.8	10	○

表－1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

(試料採取日 平成 30 年 12 月 26 日)

項目	単位	No. 2						判定基準	判定基準 換算値*	判定
		①	②	③	④	⑤	⑥*			
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されな いこと	検出されな いこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	0.0042	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.1	0.08	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.08	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.8	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5	0.42	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.08	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.8	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	0.0025	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3	2.5	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2	1.7	○
ふっ化物	mg/L	1.2	1.0	1.0	1.0	0.9	1.1	15	12.5	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3	0.25	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.08	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2.5	2.08	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2	1.7	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2	1.00	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5	1.25	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	<4	<4	40	33.3	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.17	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.017	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.033	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.83	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	0.33	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3	2.5	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	0.050	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.017	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	0.050	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.025	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.17	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.08	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.08	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	0.42	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.81	1.5	1.1	1.0	1.5	2.1	10	8.3	○

※No. 2⑥ (DL-2. 90～-3. 50m) の判定基準換算値は、柱状試料の厚さが 0. 6m のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総 理府令第 6 号）」で定める判定基準値の 0. 5/0. 6＝0. 83 倍とした。

表－1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

(試料採取日 平成 30 年 12 月 26 日)

項目	単位	No. 3					判定基準	判定基準 換算値※	判定
		①	②	③	④	⑤※			
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されない こと	検出されない こと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	0.0045	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.1	0.09	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.09	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.9	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.5	0.45	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.09	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.9	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	0.0027	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3	2.7	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2	1.8	○
ふっ化物	mg/L	1	0.9	0.8	0.8	0.8	15	13.6	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.3	0.27	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	0.09	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2.5	2.27	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	2	1.8	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.2	1.09	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.5	1.36	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	<4	40	36.4	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.18	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.018	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.036	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.91	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4	0.36	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3	2.7	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	0.055	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	0.018	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06	0.055	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03	0.027	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.18	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.09	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	0.09	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5	0.45	○
ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.62	1.0	0.16	0.82	1.8	10	9.1	○

※No. 3⑤ (DL-1.95～-2.50m) の判定基準換算値は、柱状試料の厚さが0.55mのため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）」で定める判定基準値の0.5/0.55=0.91倍とした。